

第3節 思春期

1. 健康の確保・増進

(1) 学校における教育・相談体制の充実

ア 学校における健康教育

学校においては、学校の教育活動全体を通じて、心の健康に関する指導、薬物乱用防止教育、発達段階に応じた性に関する指導、感染症対策、環境衛生への適切な対応、安全教育、食に関する指導等、健康教育の充実を図っている。

☞(74ページ、第2章第2節1(1)ア参照)

イ 学校における「食育」の推進

思春期においては、学童期に学習した基礎的事項を土台として、望ましい食習慣の形成や食の自己管理能力が身に付くよう、食に関する指導を継続して実施することが重要である。その際、心身の発育・発達が著しい本期の発達的特徴に十分に配慮する必要がある。このことを踏まえつつ、学校における食に関する指導の充実を図ることとしている。

☞(74ページ、第2章第2節1(1)イ参照)

ウ スクールカウンセラーの配置等による教育相談体制の充実

学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図るため、「心の専門家」であるスクールカウンセラーの配置の促進を図るなど、教育相談体制の充実を図っている。

☞(75ページ、第2章第2節1(1)ウ参照)

エ 自殺予防のための取組

平成18年8月、文部科学省は、「児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する検討会」を立ち上げ、同検討会は平成19年3月に「子どもの自殺予防のための取組に向けて（第1次報告）」を取りまとめた。同報告において、ただちに実施すべき対策として、子どもの自殺に関する実態把握のための体制の整備、自殺が起きてしまった後の遺された他の子どもたちや家族に対するケア、子どもの自殺予防に関する教師を対象とした自殺予防教育（プログラム）等が挙げられており、今後、これ

らを含めた児童生徒の自殺予防に関する取組の充実に向けた検討を文部科学省において行うこととしている。

(2) 地域における相談、医療機関での対応

地域において、若者の心の健康、薬物乱用防止、性感染症対策等に関する相談の充実を図るとともに、医療機関による対応の充実を図っている。特に、性に関する健全な意識^{かんよう}を涵養し、正しい理解の普及を図るため、価値観を共有する同世代の仲間による相談・教育活動（「ピア・カウンセリング」及び「ピア・エデュケーション」）の普及、平成15年度から、妊娠について悩んでいる若者に、個別に医学的、精神的及び社会的な相談援助を行う場を、医療機関にモデル的に設置するなど相談体制の充実を進めている。

なお、薬物関連問題に関しては、ホームページ等で相談窓口を紹介しており、平成17年度実績で、警察2,125件、保健所5,373件、精神保健福祉センター3,915件の相談があった。

(3) メディアを通じた広報啓発

文部科学省においては、薬物乱用防止教育の充実を図るため、競技場等の大型ディスプレイを活用した広報啓発活動等を推進している。

(4) 思春期特有の課題への対応

10代の喫煙及び飲酒をなくし、10代の人工妊娠中絶の実施率、性感染症罹患率及び女性の思春期やせ症の発生頻度の減少を実現することを目標とし、正しい知識の普及啓発など、各種の取組を推進している。

「健康日本21」及び「健やか親子21」においても、未成年者による喫煙及び飲酒の根絶を目標に掲げており、シンポジウム、ホームページ等の手段を活用して、喫煙及び飲酒による健康影響について情報提供を行っている。

また、薬物乱用防止については、薬物乱用防止キャラバンカー等による学校、地域等における教育の充実、「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」等における広報啓発の積極的な展開、少年に対する薬物の供給源となっている外国人密売人等

に対する取締りの強化、保健所・精神保健福祉センター等における相談活動の実施と相談窓口の周知等の各種施策を実施している。

学校における飲酒・喫煙防止教育については、未成年の段階から飲酒や喫煙をしないという態度を育てることをねらいとして、学校の教育活動全体を通じて行われている。

文部科学省では、子どもが自らの心と体の健康を守ることができるよう、喫煙、飲酒、薬物乱用等について総合的に解説した教材の作成・配布を行うとともに、平成19年度は、新たに学校・家庭・地域が一体となり、学校内外の専門家の協力を得ながら、学校における薬物乱用防止及び医薬品の適正使用の指導に関する事業を実施する。

また、学校における性教育は、児童生徒の発達段階に応じて、性に関する科学的知識や自ら考え判断する能力を身に付け、適切な行動がとれることをねらいとして、体育科、保健体育科、特別活動、道徳等を中心に学校教育活動全体を通じて行われている。

文部科学省においては、学校において性に関する適切な指導が行われるよう、教職員等を対象とした指導者講習会を実施する等、学校における性教育の充実を図るための施策を推進している。

2. 学力の向上

(1) 教育内容の充実

平成18年12月、第165回国会において、改正教育基本法が成立した。

また、教育基本法の改正、中央教育審議会の答申及び教育再生会議における報告等も踏まえ、平成19年3月には、義務教育の目標を定め、各学校種の目的・目標を見直すこと等を内容とする「学校教育法等の一部を改正する法律案」等関連3法案が第166回国会に提出された。

☞(67ページ、第1章第3節6参照)

学習指導要領のねらいである、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」をはぐくむため、「学力向上アクションプラン」を推進するとともに、学習指導要領のねらいをより明確化するため、学習指導要領の一部改正を行ったところである。

☞(79ページ、第2章第2節3(1)参照)

(2) 全国的な学力の把握・評価

文部科学省では、義務教育における各学校段階の最終学年における学力・学習状況を把握するため、小学校第6学年及び中学校第3学年の原則として全児童生徒を対象に、本年4月24日に国語、算数・数学について「全国学力・学習状況調査」を実施した。

☞(79ページ、第2章第2節3(2)参照)

3. 就業能力・意欲の習得

(1) 勤労観・職業観と職業に関する知識・技能の育成

ア キャリア教育の推進

近年、若者の勤労観・職業観の希薄化や社会人・職業人としての基礎的・基本的な資質をめぐる課題、高い早期離職率、フリーターやニートの高位推移等が社会問題となっている。こうした中、学校教育において、子どもたちが「生きる力」を身に付け、明確な目的意識を持って日々の学業生活に取り組む姿勢や激しい社会の変化に対応し、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力やしっかりした勤労観・職業観を身に付け、社会人・職業人として自立していくことができるようにするキャリア教育の推進が強く求められている。

文部科学省においては、「若者自立・挑戦プラン」等に基づき、平成16年度から、小・中・高等学校で一貫したキャリア教育を行うための組織的、系統的な指導内容・方法等の開発を調査研究の内容とした「キャリア教育推進地域指定事業」を実施した。

一方、これまで高等学校におけるキャリア教育に関する取組は十分とはいえないとの指摘があるため、高等学校、特に普通科におけるキャリア教育を充実するため、「高等学校におけるキャリア教育の在り方に関する調査研究」を平成19年度から実施することとしている。

また、平成17年度から、中学校を中心とした5日間以上の職場体験を実施する「キャリア・スタート・ウィーク」を平成19年度も引き続き実施

するなど、キャリア教育の更なる推進を図る。

経済産業省では、平成17年度から、地場産業をいかして、小・中・高等学校の早い段階から働く意義や面白さの理解を深める「地域自律・民間活用型キャリア教育プロジェクト」を行っている。平成18年度は、全国で29件のモデル事業を採択し、約300校、約3万5千人の生徒を対象に実施している。

これらキャリア教育等の推進に向けた取組を強化・加速化するため、内閣府特命担当大臣(青少年育成)、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣で構成するキャリア教育等推進会議において、平成19年5月に「キャリア教育等推進プラン」を取りまとめた¹³¹(52ページ、特集「キャリア教育等の時代へ～自分でつかもう自分の人生～」参照)。

イ 職業に関する体験学習のためのプログラム等

厚生労働省では、企業人等働く者を講師として学校に派遣し、職業や産業の実態、働くことの意義、職業生活等に関して生徒に理解させ自ら考えさせる「キャリア探索プログラム」を高等学校のほか、小・中学校でも実施しており、平成18年度には、約4千の小・中・高等学校において、約40万人の児童生徒が参加した。

また、「私のしごと館」(関西文化学術研究都市(京都府精華・西木津地区))において、多種多様な職業体験や総合的な職業情報の提供、相談の実施等、若年者のキャリア形成を総合的に支援している。

ウ 起業家教育促進事業

経済産業省では、今後の我が国経済を担うチャレンジ精神旺盛で創造性に富んだ自律的能力を有する起業家の人材の輩出を目指し、小・中・高校生を対象とした「起業家教育促進事業」を実施してきた。体験参加型の起業家教育プログラムを通じ、子どもたちがビジネスの面白みに対する「気付き」及び「きっかけ」を得ることにより、早い段階から起業・独立を含む将来の就業意識を醸成することを目的として、平成18年度には、25自治体において、1万

7千人の生徒を対象に事業を実施した。

エ 女性若年層に対する就業促進

内閣府では、平成17年度から、女性若年層に対して、女性の進出が遅れている理工系等の分野に関する情報提供・意識啓発キャンペーンを行っており、平成19年度も引き続き、関係機関・地方公共団体と連携して実施する。

また、独立行政法人国立女性教育会館において、多様なキャリア形成を支援するための情報提供システムを充実する。

(2) 就職支援

文部科学省では、進路指導主事等と連携して就職希望生徒に対する就職相談、求人企業の開拓などを行う「高等学校就職支援教員」(ジョブ・サポート・ティーチャー)を配置し、高等学校において活用している。

厚生労働省では、全国の公共職業安定所に「若年者ジョブサポーター」を配置しており、在学中の早い段階からの職場見学等による職業理解の促進から、就職後の職場定着までの各段階を通じて一貫した支援を行っていくとともに、職業への理解促進、就職活動の仕方などに関する講習を行う「就職ガイダンス」について、常用就職者とフリーターとの賃金や生活面での格差の実態等フリーター化の防止に資する内容を盛り込むなどの内容の再編を図り、就職希望者が多い学校の希望者にガイダンスが実施できるよう支援する。

また、若年者向けの「キャリア・コンサルタント」(職業選択、将来の職業生活設計に関する専門的な相談を行う人材)を普及促進するため、若年者支援施設の運営担当者を対象として、導入レベルのキャリア・コンサルティングセミナーを実施するとともに、市町村の既存施設等を活用したキャリア・コンサルティング等を実施する。

¹³¹(131ページ、第4章第1節1(6)参照)

4. 社会生活能力の習得

(1) 社会や経済の仕組みについての現実的理解と知識の習得

学校教育においては、社会科や公民科などの

学習を通じて、労働関係法規や公的年金制度の仕組みなどを含む社会や経済の仕組みについて理解を深めさせることとしている。その際、体験的な学習や問題解決的な学習を積極的に取り入れている。

内閣府及び文部科学省では、都道府県・政令指定都市の学校や社会教育施設等における消費者教育が、互いに連携した形で実施されるよう努めている。

また、都道府県・政令指定都市の消費者担当部局と教育担当部局間の連携がなされるよう、都道府県等に対し通知を発出するとともに、その後の進捗状況について、調査を行っている。

文部科学省では、引き続き、現行学習指導要領の定着を図り、社会や経済の仕組みに関する学習の充実を図っていくこととしている。

社会保険庁では、公的年金制度について、将来の公的年金制度を担う中学生・高校生に対して、公的年金制度の基本理念である世代間扶養の考え方を正しく理解してもらうことを目的に、平成5年度から学校教育の場における年金教育を実施している。

具体的には、年金広報専門員が、中学校・高等学校を訪問し、生徒に対して生徒用副読本等を用いて、公的年金制度について説明を行っている。

また、主に中学校・高等学校の社会科担当教員を対象に年金セミナーを開催し、年金教育の必要性を説き、公的年金の意義・役割等について社会科の授業で取り上げてもらうよう要請を行うとともに、年金セミナーに参加した中学校・高等学校に対して、授業の教材として活用してもらうため、生徒用副読本等を配布している。

なお、学校における年金教育を促進するため、平成15年度から都道府県ごとに、地方社会保険事務局の関係者、教育委員会及び学校の関係者から構成される年金教育推進協議会を設置し、連携の強化を図っている。

金融庁では、金融やその背景となる経済についての基礎知識に立脚しつつ、自立した個人として判断し意思決定する能力である「金融経済

リテラシー」を、国民一人一人に身に付けてもらうため、各年齢期に、金融経済教育に関する様々な取組を実施している。

具体的には、平成15年11月に、中学生・高校生向け副教材「インターネットで学ぼうわたしたちの生活と金融の働き」を作成し、ホームページに掲載した。

また、平成16年12月に、これから社会人になる高校3年生を対象に金融取引に関する基礎知識を取りまとめた「はじめての金融ガイド」を作成し、ホームページに掲載した。平成17年2月には、「インターネットで学ぼうわたしたちの生活と金融の働き」を全国のすべての中学校・高等学校に、「はじめての金融ガイド」を全国のすべての高等学校に配布した。

さらに、平成19年2月に、「はじめての金融ガイド」について、金融に関するトラブル事例、トラブル防止策、困ったことがあった際の相談先等を盛り込むなど大幅に改訂し、全国の高等学校などに配布した。平成19年3月には、「インターネットで学ぼうわたしたちの生活と金融の働き」について、最新の制度改正やトラブル事例を踏まえて改訂し、①中学校向け生徒用パンフレット、②高等学校向け生徒用CD-ROMを作成し、全国の中学校・高等学校に配布した。

なお、平成18年度においては、金融広報中央委員会が行った学習指導要領の趣旨を踏まえた教育プログラム(金融教育プログラム)の作成に参画したほか、学校における金融経済教育の一層の推進を図るため、全国の財務局・財務事務所において現場教師との懇談会を実施した。

法務省では、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度及びこれらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方や公正な判断力及び社会への参加意識を身に付けるための教育(法教育)の普及・発展のため、様々な取組を行っている。

具体的には、平成16年11月に、中学生を対象とした法教育教材を作成し、中学校において、この教材に基づいた授業を実践することにより、社会経済活動と法との関係についての理解

を深め、社会経済活動に主体的にかかわっていく意識を養うとともに、法や司法を身近なものと感じ、法によって紛争を解決する態度、法（ルール）を自分で創り出し、遵守し、必要に応じて改善していく態度を身に付けるための取組などを促進している。

また、法教育の一層の普及・発展を図るため、平成17年5月に「法教育推進協議会」を発足させ、法教育の実践、教員等への法教育の周知、教員の指導力の向上などについても検討を進めているところであり、平成18年度には、上記法教育教材を更に分かりやすく、使いやすくするためのQ&A集及びDVDを作成した。

さらに、裁判員制度の実施に向けて、裁判への関心と理解を促進するため、中学生を対象とする裁判員制度を題材とした教育教材を作成した。

国税庁では、次代を担う児童生徒が民主主義の根幹である租税の意義や役割を理解し、租税を通じて社会や国の在り方を主体的に考えることができるよう、健全な納税者意識（社会の構成員として税金を支払い、その使い道を監視するという自覚）の涵養の観点から、学校における租税教育のより一層の充実に向けて、様々な取組を実施している。

具体的には、各都道府県に租税教育推進協議会（国税関係者、地方税関係者及び教育関係者で構成）を設置し、小・中学生向けの副教材の作成・配布、租税教室の開催、教員を対象とした研修会等の実施、税の作文募集などの活動を展開している。

また、国税庁においても、租税教育用ビデオ・CD-ROMの作成やホームページに「税の学習コーナー」を開設し、租税教育用教材を掲載するなど、学校における租税教育の支援を行っている。

(2) メディアを活用する能力

学校教育においては、学習指導要領に基づき、発達段階に応じた体系的な情報教育を行うことにより、情報活用能力の育成を図っており、この中で、情報モラル（情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度）を育成することとしている。具体的には、①各教科等の指

導に当たってコンピュータやインターネット等を活用する際に、併せて、情報モラルの観点に配慮することとしているとともに、②必修である中学校（「技術・家庭」の「情報とコンピュータ」）及び高等学校（普通教科「情報」）において情報モラルについて扱うこととしている。

また、総務省では、「放送分野における青少年とメディア・リテラシーに関する調査研究会」を開催し、メディア・リテラシーの向上に向けた施策の方向性について検討を行った。同研究会の提言を受け、小・中・高校生向けの教材を開発し、教育関係者を中心に、広く一般に貸出しを行い、その普及に努めている。

さらに、子どもがインターネット等を安心して利用できるようにするため、ICTメディア・リテラシーを養うプログラムについて、平成18年度に調査、開発を行い、平成19年度から広く普及を図ることとしている。

(3) 規範意識の醸成

万引きは絶対にやってはいけないと考える中学生・高校生の割合は、学年が上がるにつれて減少する傾向があると一部の調査で指摘されており、昨今社会問題化しているいじめなどの問題行動の一つの要因となっているとも考えられ、また、社会体験及び生活体験が希薄化する中で、善悪の判断などの規範意識や倫理観などの育成を図ることが、これまで以上に求められている。

このため、学校・家庭・地域等が十分連携を図り、子どもの豊かな人間性や社会性などをはぐくむ取組を進める必要があり、文部科学省では、道徳教育の充実を図るとともに、非行防止教室の開催などにより、少年の非行防止に努めている。

また、文部科学省では、平成19年2月5日に「問題を起こす児童生徒に対する指導について」を発出し、問題行動に対しては出席停止や懲戒を含め毅然とした対応をとるよう、都道府県教育委員会等に対し通知したところである。

さらに、青少年の薬物乱用防止対策として、「薬物乱用防止広報強化期間」を実施するなど、家庭・地域に対する広報啓発活動の推進を図っている。

☞(76ページ, 第2章第2節2(4)参照)

(4) 安全教育

ア 思春期における安全教育

思春期の子どもは、学童期に比べて行動範囲や交友関係が広がることにより、保護者の目が届きにくい場所で主体的に活動する機会が増える。一方で、子どもが犯罪に巻き込まれるおそれも高くなり、罪種別に見ると、女性では痴漢、強制わいせつ等の性犯罪、男性では暴行、傷害、恐喝等の被害に遭うことが多い。

警察では、学校や教育委員会と連携して、女子生徒に対する痴漢防止方策や護身術等の指導を行うなど、子どもが参加・体験できる実践型の被害防止教育を推進しており、子どもへの意識啓発を図っている。

イ 学校における安全教育

学校においては、子どもが交通事故等の事故、災害、犯罪被害等の危険から自らの身を守る能力を養うため、学校の教育活動全体を通じて、子どもの発達段階に応じた安全教育を推進している。

文部科学省においては、各地域での講習会の指導者となる教職員等を対象に、防犯訓練や応急手当等の講習を行い、子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」の開催の支援を行うなど各学校における子どもに危険予測能力や危険回避能力を身に付けさせる取組を推進している。

☞(126ページ, 第3章第4節3(2)参照)

ウ 交通安全教育

警察では、中学生及び高校生については、交通安全活動への参加を促すことなどにより、自主的に技術と知識を習得し、道路交通の安全を確保する意識を高めさせるように努めている。

中学生に対する交通安全教育としては、特に、自転車による安全な通行に必要な技能と知識を十分に習得し、他の人々の安全にも配慮できるように、中学校、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、自転車の安全な利用のほか、歩行者としての心得、

道路交通における危険の予測と回避等を重点に実施している。

また、高校生に対する交通安全教育としては、特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全な通行に必要な技能と知識を習得させ、交通社会の一員として責任を持ち行動できる社会人を育成するため、免許取得前の教育として高等学校、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、運転者としての責任の自覚、応急手当等を重点に実施している。

さらに、生徒の実態や地域の実情に応じて、二輪車の安全運転を推進する機関・団体等と連携しながら、二輪車の安全運転に関する意識と実践力の向上を図っている。

エ 防災教育

地震や風水害などの災害の知識と対策、初期消火や、応急手当などを学校、地域活動を通じて普及を図っている。

また、消防庁では、e-ラーニング（防災・危機管理e-カレッジ）において、成長に応じた防災知識の普及を行っている。

(5) ボランティア活動

文部科学省では、学童期と同様に、学校内外を通じた奉仕活動・体験活動の充実を図るため、様々な取組を進めている。

また、地域の教育力の再生を図るため、子どもから大人、高齢者までの幅広い年代の地域におけるボランティア活動を促進する多彩なプログラム開発を行う事業を620か所で実施し、ボランティア活動の全国的展開を推進した。

さらに、国民のボランティア活動への理解や関心を高めるため、ボランティア活動について身近に感じ、考える機会として「ボランティア活動推進フォーラム」を全国7か所で開催するなど、地域社会全体でボランティア活動を推進していく気運の醸成を図り、活動を行うきっかけづくりを行った。

厚生労働省では、平成18年度において、都道府県・指定都市社会福祉協議会が行う「ボランティア振興事業」を通して、小・中・高校生を対象としたボランティア活動の普及、ボランティア活

動を推進するリーダーやコーディネーターの養成・研修、ボランティア活動の動向や先駆的な活動を紹介する情報誌の発行等への支援を実施し、思春期にある若者がボランティア活動に参加できるようにするための基盤整備を行い、ボランティア活動の振興を図ったところである。

なお、平成19年度については、新たに創設する「地域福祉等推進特別支援事業」において、こうしたボランティア活動振興のための取組を支援していくこととしている。

(6) 学校での特別活動の推進

学校教育においては、学童期と同様に、学級活動や生徒会活動及び学校行事から成る特別活動を行うことにより、望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図っている。

また、集団や社会の一員として、よりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を育成している。

文部科学省では、引き続き、現行学習指導要領の定着を図り、学校での特別活動の推進を図っていくこととしている。

(7) 体力の向上

ア 子どもの体力向上

文部科学省では、学校・家庭・地域において、子どもの体力向上を目指した取組がなされるよう、体力向上キャンペーン等の展開や、子どもの体力向上のための調査研究などを行っている。

☞(76ページ、第2章第2節2(2)ア参照)

イ 学校におけるスポーツの振興

中学校における保健体育の授業は、年間90時間、高等学校においては、年間70～105時間程度実施されている。保健体育科においては、心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して、積極的に運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てることを目標と

している。文部科学省では、この目標を実現するため、教員の資質向上のための研修会・講習会を実施している。

運動部活動は、部員同士の切磋琢磨や自己の能力に応じたより高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であり、体力の向上や健康の保持増進にも極めて効果的な活動である。(財)日本中学校体育連盟、(財)全国高等学校体育連盟及び(財)日本高等学校野球連盟によると、平成18年度における運動部数は、211,122に上っている。文部科学省では、この運動部活動を更に充実させ、生徒の健康の保持増進と体力の向上を図るため、複数の学校でチームを編成する複数校合同運動部活動の推進等についての実践的な調査研究及び地域のスポーツ指導者の活用促進のための調査研究の実施並びにインターハイなど学校体育大会の大会開催経費への補助を行っている。

ウ 地域スポーツの振興

子どもから大人まで、誰もが身近にスポーツに親しむことができる場となる総合型地域スポーツクラブの育成・支援など、地域におけるスポーツ環境の整備を推進している。

エ 都市公園の整備

都市公園においては、思春期の子どもなどが、手軽に各種のスポーツを行うことができる公園の整備を行っている。

(8) 国際交流活動

ア 高校生の交流

高校生の交流は、平成16年度実績で、外国の高等学校へ3か月以上留学した者は4,404人、海外から日本の高等学校へ3か月以上留学した者は1,518人、海外研修旅行者（語学等の研修や国際交流などを目的として、外国の高等学校などに3か月未満の旅行に出た者）は3万4,782人、外国からの研修旅行生の受入者数は4,068人となっている。

文部科学省では、高校生留学の教育上の意義を考慮し、安全で有意義な留学ができるよ

う、関係機関への指導・助言に努めている。

また、高校生留学プログラムを行う団体により設立された「全国高校生留学・交流団体連絡協議会」（以下「高留連」という。）が行う諸事業を支援し、高校生交流を推進している。具体的には、高留連が実施する情報提供事業や、年間留学プログラムに参加する高校生に対する派遣費の一部について支援しているほか、以下の事業について、支援している。

① （財）エイ・エフ・エス日本協会及び（財）ワイ・エフ・ユー日本国際交流財団が行う米国及びアジア諸国等からの日本語専攻高校生の受入れ事業

② （財）エイ・エフ・エス日本協会及び（財）ワイ・エフ・ユー日本国際交流財団が行う、外国語教育の振興に資することを目的として文部科学省が指定した外国語教育多様化推進地域の高校生と、当該地域の研究対象言語国の高校生との交流事業
また、文部科学省では、オーストラリア、ドイツ政府等の外国政府が主催する高校生招致事業の募集・選考などに協力している。

さらに、文部科学省では、海外の青少年との交流を促進するため、平成17年10月に「フレンドシップ・ジャパン・プラン」を策定・公表した。本プランは、平成22年度までに留学や研修、訪日教育旅行等による日本の学校への外国人青少年の受入者数を、現状の4万人から8万人に拡大させることを数値目標としており、文部科学省では、本プランの達成に向け、関係省等と連携し、施策の推進に努めている。

イ 海外高校生の招へい

外務省では、高校訪問・通学、ホームステイ、社会見学等を通じ、海外の若年層の知日派育成等を図るとともに、こうした教育分野における国際交流を通じた我が国の高校生の国際理解促進や国際的視野の醸成を図ることを目的として、団体等を通じ、ASEAN諸国、米国及び欧州諸国の次代を担う高校生を我が国に招へいする「日・ASEAN高校生交流プログラム」、「日米若人交流計画」及び「日欧

高校生交流プログラム」を実施している。

また、南西アジア諸国の高校生についても、平成13年度から毎年同様の招へいを行っている。

平成18年度には「日中21世紀交流事業」として、中国から高校生代表団約1,200人を招へいしたほか、中国側の招へいで日本の高校生約200人を中国に派遣した。

なお、平成19年度からは「21世紀東アジア青少年大交流計画」（JENESYS）により、東アジア首脳会議参加国を中心に、該当する上記各事業も含め、今後5年間、毎年6,000人程度の青少年を招へいする予定である。

ウ 高校講座

外務省では、国際化の進展に伴い、外交問題が国民により身近なものとなっていることから、次代を担う高校生を対象に、異文化体験、国際情勢、外交官の職務等をテーマに外交に関する認識を高めてもらうことを目的に、外務省職員を講師として全国各地の高校へ派遣し、講演する機会を設けている。この「高校講座」を平成18年度は、126校で実施した。

エ 小・中・高校生の外務省訪問

外務省では、外務省への訪問を希望する小・中・高校生を受け入れ、外務省の仕事の内容を紹介し、また、国際問題等についての質問に答えることで参加者の外交や国際情勢に対する関心を高めてもらう一助にしている。

(9) 地域等での多様な活動

ア 「全国ユースフォーラム」の開催等

文部科学省では、青少年の健全育成を推進していくためには、青少年が社会における自らの役割と責任を自覚することが重要であることを踏まえ、高校生による社会貢献活動に対する取組の在り方、効果的な促進方策等について、高校生が主体となって意見交換や討論を行う「全国ユースフォーラム」を行っている。

また、「全国生涯学習フェスティバル」など多様な活動の場を提供しているほか、関係省庁では、「科学技術基本計画」（平成18年3月閣議決定）を踏まえ、81ページ、第2-2-4表のような施策を実施している。

☞(81 ページ, 第2章第2節4(4)参照)

イ 家庭教育支援の充実

文部科学省では、子育てのヒント集である「家庭教育手帳」の作成・配布や民間団体と連携した「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進など、家庭教育に関する様々な学習機会や情報の提供等を通じ、家庭教育を支援している。

☞(72 ページ, 第2章第1節2(5)ウ参照)

ウ 自然と触れ合う活動

環境省では、「自然と親しむ運動」等を通

じて、自然観察会や歩こう大会を実施するほか、自然解説等を行う指導者やボランティアを始めとした人材を養成することにより、青少年の健全な育成や自然系環境教育の推進に努めている。

さらに、地域における環境保全活動等を支援する「こどもエコクラブ事業」を地方公共団体等と連携しつつ実施し、環境に関する分かりやすい情報の提供や、全国交流会の実施等を行っている。

第4節 青年期

1. 大学教育等の充実

(1) 教育内容の充実

ア 大学入学者選抜

大学入学者選抜については、常により良い方途を求めて、不斷の努力を続けていくべき重要な課題である。各大学では、学力検査だけでなく、面接や小論文、リスニングテストの実施や、推薦入学、帰国子女や社会人を対象とした特別選抜の採用、さらには、詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせ実施されるアドミッション・オフィス入試を導入する大学（平成18年度は国公立大学あわせて425大学）が増加するなど、入学後の教育との関連を踏まえつつ、選抜方法の多様化及び評価尺度の多元化が進んでいる。

文部科学省としては、中央教育審議会答申などを踏まえつつ、各大学・学部教育理念や特色等に応じた入学者受入方針を確立し、入学者選抜が積極的に行われるよう促すとともに、入学者選抜における工夫・改善に向けた取組を支援することとしている。

イ 教育機能の充実

大学進学率の上昇に伴って、学生の多様化

が進む中で、より一層学生の主体的学習を促し、学生の卒業時における質の確保を図ることが求められている。こうした観点から、各大学においては、カリキュラムの改善、少人数教育や厳格な成績評価の実施、セメスター制⁸の導入や一定期間における履修科目登録の上限設定、授業内容・方法の改善に向けた組織的な取組（ファカルティ・ディベロップメント）など、大学の教育機能の充実に向けた取組を進めており、文部科学省においては、こうした各大学の取組を促し、我が国の大学における教育機能の充実に努めている。具体的には、国公立大学を通じた競争的環境の下で、大学教育改革の種々の取組の中から、特色ある優れた教育プロジェクトを選定し、大学教育の改革への財政支援を行うとともに、フォーラムの開催や事例集の作成など、広く社会に情報提供を行う「特色ある大学教育支援プログラム」等を実施し、各大学等における教育改革の取組を推進している。

ウ 認証評価制度の導入

大学の教育研究の質の維持向上を図るため、すべての国公立大学が、文部科学大臣から認証された評価機関による定期的な評価

8 セメスター制：学年を複数の学期に分け、各学期ごとに授業を完結させる制度。留学生等の受入れが容易になるだけでなく、短期間の集中的な学習による履修効果の向上、授業科目数の増加による選択の幅の拡大等が期待できる。